

インプラント専門歯科技工士の資格更新についての注意事項

1.

本制度は5年ごとの更新が必要になります。更新をされなかった場合には本制度規程第13条第5号に基づき認定資格は喪失されます。

2.

更新申請は、認定失効期日の6ヵ月前から3ヵ月前までに行ってください。

3.

当該年度までの年会費を更新時まで納入済みであることが必要です。

4.

更新料(別に定める)の払込については、郵便局備え付けの振替用紙(青色)の通信欄に「インプラント専門歯科技工士更新料」と忘れずにご記入ください。更新申請書の1号様式裏面に領収書のコピーを忘れずに添付してください。

口座番号：00190-4-650333

口座名：公益社団法人日本口腔インプラント学会 技工士

銀行からのお振込みの場合：

ゆうちょ銀行 019 支店 当座 650333 公益社団法人日本口腔インプラント学会 技工士

5.

更新単位は、50単位以上必要です。なお50単位以上には学術大会20単位以上、専門歯科技工士教育講座20単位以上を含むものとします。会員マイページより出力した大会参加情報を添付してください。

6.

本部学術大会と支部学術大会とを併催で行っております学術大会に参加した場合には、大会参加歴は本部もしくは支部学術大会1回のみの参加になります。更新単位にはご注意ください。

7.

更新における学術大会や専門歯科技工士教育講座の単位認定は、資格の認定期間中に参加した学術大会や専門歯科技工士教育講座において適用されます。

8.

症例報告が必要な方は資格の認定期間中に行った症例について報告してください。なお症例写真の枚数は厳守してください。(※症例写真は光沢紙等写真が鮮明に表示できる用紙に HP の例と同じ形式で印刷してください)。症例報告については必須ではありませんので HP より専門歯科技工士制度施行細則更新単位附表をご確認ください。

9.

住所等の変更があった場合は、学会事務局に必ず変更届を提出してください。変更事項の届けがない場合、連絡がつかないおそれがあります。もし、その様な状況で連絡が取れず、期限までに更新手続きが出来なかった場合は、本制度規程第 13 条第 5 号に基づき資格は喪失されます。